

## 坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業基準緩和型サービス事業研修実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱又は坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に基づき実施する事業（以下「基準緩和型サービス事業」という。）に従事する者に必要な研修の実施に関して必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要領において従事者とは、基準緩和型サービス事業に従事する者のうち、管理者及び主に事務に従事する者以外の者をいう。

2 この要領において管理者とは、基準緩和型サービス事業のサービス事業所又は従事者を管理監督する者をいう。

### （市の責務）

第3条 市は、基準緩和型サービス事業に従事する管理者及び従事者（以下「管理者等」という。）に対して、サービス提供に必要な知識を受講できるよう研修を実施し管理者等の質の向上を図らなければならない。

### （管理者の責務）

第4条 管理者は、第7条に定める研修を受講しなければならない。

2 管理者は、業務に必要な情報を自ら積極的に収集するとともに自己研鑽に努めなければならない。

3 管理者は従事者に対して、第7条に定める研修を受けさせなければならない。

### （従事者の責務）

第5条 従事者は、第7条に定める研修を受講しなければならない。

2 従事者は、業務に必要な情報を自ら積極的に収集するとともに自己研鑽に努めなければならない。

### （研修の実施）

第6条 第3条に規定する研修は市が実施する。

2 前項に規定する研修は、市長が指定するものに全部または一部を委託することができる。

### （履修科目）

第 7 条 管理者等が受講すべき履修科目は別表のとおりとする。

2 履修科目を修了した者に対し研修修了証を発行する。

(履修免除科目)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、従事者が受けるべき研修科目の全部を履修免除とする。

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）に規定する介護サービス事業所において、介護職員として現に業務に従事している者

(2) その他、市長が認める者

(その他)

第 9 条 この要領の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業基準緩和型サービス事業研修履修科目

1 管理者研修

| 形態 | 区分 | 科 目                 | 内 容                                     | 時間数 |
|----|----|---------------------|-----------------------------------------|-----|
| 講義 | A  | 介護予防・日常生活支援総合事業について | 総合事業の仕組みの理解                             | 30分 |
|    | B  | 事業所及び従事者管理          | (1) 事業運営<br>(2) 個人情報管理<br>(3) 事故発生時の対応等 | 90分 |

2 従事者研修

| 形態 | 区分 | 科 目                   | 内 容                            | 時間数  |
|----|----|-----------------------|--------------------------------|------|
| 講義 | C  | 介護予防・日常生活支援総合事業について   | 総合事業の仕組みの理解                    | 30分  |
|    | D  | 高齢者の心身の特性と暮らし         | 高齢者の心身の特性、特有の疾病の理解             | 60分  |
|    | E  | 認知症の理解と対応             | 認知症高齢者の理解と対応                   | 60分  |
|    | F  | 生活援助の実際               | 生活支援の実際について                    | 60分  |
|    | G  | 利用者への接し方              | 対人援助に関するマナーやコミュニケーション、守秘義務等の理解 | 120分 |
| 演習 | H  | 利用者への接し方<br>(グループワーク) | グループワークを通じた課題の抽出とその支援方法        | 60分  |